

議案第37号

利根町防災会議条例の一部を改正する条例について

利根町防災会議条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月2日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

(提案理由)

副町長の就任に伴い、防災会議委員として副町長を任命する必要があることから提案する。

利根町防災会議条例の一部を改正する条例

利根町防災会議条例（昭和37年利根町条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正後	改正前
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>町長が職員のうちから指定する者</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>町長が指定する課長等</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。